

令和5年度第2回兵庫県環境審議会水環境部会議事概要

日 時 令和5年8月21日(月) 14:00～15:00

場 所 兵庫県民会館9階 902号室 (Web会議併用)

議 事

(1) 審議事項

- ① パブリック・コメント等で提出された意見等の概要とこれに対する考え方
- ② 「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」答申(案)

(2) 報告事項

豊かで美しいひょうごの里海づくり

出席者	部会長	川井 浩史	委 員	阿保 勝之 (オンライン)
	委 員	池 道彦	委 員	杉山 裕子 (オンライン)
	委 員	谷口日出二	委 員	泥 俊和
	特別委員	突々 淳	特別委員	藤原 建紀

欠席者	委 員	大久保規子	特別委員	反田 實
-----	-----	-------	------	------

説明のため出席した者

兵庫県環境部長	菅 範昭
環境部次長	上西 琴子
環境部水大気課長	山本 竜一
その他関係職員	

(参考人)

尼崎市経済環境局環境部環境保全課長 吉村 忠和

【議事(1)】

- ① パブリック・コメント等で提出された意見等の概要とこれに対する考え方
- ② 「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」答申(案)

(事務局から資料1、2について説明)

(池委員)

パブリック・コメントでの意見への対応として、水質汚濁防止法と県条例(環境の保全と創造に関する条例)の棲み分けから、リクエストされた、30m³未満の特定事業場につい

て条例で規制することができないとされているので、その代わりにここに書かれているような形で、規制はできないけれども対応していくという解釈でよいか。

県条例の文言追加をリクエストされているが、ルール上できない話なので、今できる対策として取り組むということを回答していると考えてよいか。

(事務局)

資料1のとおり、「排水水日平均 30m³ 未満の特定事業場については努力義務とする。」と追記してほしいとの意見に対して、ルール上できないが、問題がある小規模事業場への対策等については、引き続き市と連携し、行政指導として対応していくこととしている。

(池委員)

対応しているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(池委員)

コメントになるが、対応ができないのであれば、SDGs の記載は削除すべきではないかという意見だと思うので、後半の部分については前半を対応するというので、全てに対して検討するというので理解した。

(突々委員)

水質汚濁防止法の勉強不足と自分では思っているが、濃度規制がかからない工場・事業場は、排水水日平均 50m³ 未満だと思っていたが、実際は 30m³ 未満がかからないという説明であった。だから、水質汚濁防止法では、30m³ から 50m³ の間は濃度規制がかかっているが、50m³ 以上は瀬戸内海では総量規制もかかっている。30m³ 未満については濃度規制がかかっていないという理解でよいか。

(事務局)

水質汚濁防止法では、日平均 50m³ 以上の工場・事業場が排水基準の対象であるが、同法第3条第3項の規定により、都道府県は条例で上乗せ排水基準を定めることができるとされており、県では 30m³ 以上に適用している。

(突々委員)

県の条例で 30m³ 以上にかけているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(突々委員)

もう1点。排水について、下水道法も関係するということはないか。我々が排水水日平均 50m³以上の工場を設置したとき、下水道法の規定により、基本的には全て下水道に流さないといけないという話があった。

下水道が整備されていないために、実際には下水道に流していないという状況もあるが、整備されていないからといって、瀬戸内海に濃度を無視して直接流すことはできないので、各工場・事業場が 50m³以上の基準に適合するよう、その濃度まで下げてから流している。

このため、特定施設以外の施設を設置しているところも含めて、全ての工場・事業場が、市町が定める一定の濃度まで下げてから、下水道に流さないといけないと理解していたが、今回について下水道法は関係ないのか。

(事務局)

水質汚濁防止法では、河川や海域等を公共用水域と呼んでいるが、公共用水域に排水を流すところを対象にした法律になっている。下水処理場については、下水処理場で処理した水を河川や海域に流すので、その排水には規制がかかっている。

下水道に流すことについて、下水道の排除基準という言い方になるが、受入基準を下水処理場毎に定めており、実際に流すところから、全ての排水を受け入れる訳ではなく、一定の濃度まで下げてから流すといった、下水処理場を運転するための維持管理としての基準がある。

(突々委員)

50m³・30m³といった排水の量や下水道とは関係なく、小規模事業場は、直接公共用水域に濃度規制もなく排水ができるということか。現に、尼崎市ではそうなってるという話であるが。

(事務局)

法令に基づく規制はかかっていないので、パブリック・コメントのご意見にあるように、実際に COD 数千の排水が排出されている。我々も小規模事業場について苦情等があった場合は、行政指導をしてきている。

おそらく尼崎市の問題となっているところについては、下水道が整備されていないということが前提にあると思う。

(突々委員)

そうすると、条例で規制ができないと言いながら、上乘せ排水基準では、条例で 50m³以上ではなく、30m³以上のところに濃度規制をかけているが、何故それ以下はかけられないのかという尼崎市での意見には、答えきれていない気もするが、そこは違うのか。

(事務局)

元々、水質汚濁防止法では50m³以上を対象にしており、50m³未満については濃度規制がかからない。しかし、それでは環境基準が達成できないときに、都道府県で上乘せ排水規制をすることができる。

当時、兵庫県としては30m³まで下げれば環境基準が達成できるとして条例を定め、実際、環境基準は達成している。環境基準が達成されていないことを理由に規制することになるので、今、20m³や10m³にして下げてほしいと言われても、それは今の段階では必要はないという判断になる。

(川井部会長)

この件に関して、十分にご審議いただけたと考える。他に修正点がないので、本案のとおりで了承していただけるか。

(異議なし)

(川井部会長)

それでは、本案をもって、水環境部会の決議とさせていただく。部会決議については、兵庫県環境審議会の運営に関する規定第9条において、「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。」とある。

ただいま、決議された「瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画」の変更については、事務局から事前に中瀬会長に説明いただき、同意いただいていると伺っている。中瀬会長はここにおられないが、本決議を審議会の決議として、答申に記載させていただきたいと思う。

【議事(2)】

豊かで美しいひょうごの里海づくり

(事務局から資料3について説明)

(泥委員)

栄養塩類増加措置に協力いただける民間工場や下水処理場がもっと増えないといけないと思う一方、藻場を作っていく過程で、大事な窒素が、そちらに使われて、肝心の魚が増えていかないことが懸念されると思う。

栄養塩類を増やすことと、藻場を増やすタイミングをもう少し考えないといけないと思うが、いかがか。

(事務局)

藻場の保全・再生について、環境部では、以前から稚魚の成育場所を確保したいため、埋立てに関するアセスメントなどで意見を言うなど、県としても藻場創出に配慮してきた。

一方で、栄養塩類を供給しても藻場の方に使われて、栄養塩類濃度が低下するのではないかという懸念はあるが、それらについては、今後水質の状況をモニタリングなどしながら、見極めていきたいと考えている。

今後の水質の状況を見ながら、合わせて藻場も増やしていくということで、進めていきたいと考えている。

(池委員)

今のご質問と類似しているが、栄養塩類供給はやはり赤潮発生の原因になるということで、栄養塩類供給の時期について、おそらく冬季に供給して、夏季は止めているということを実施しているのではないかと思う。

そのようなタイミングの判断について、藻場で吸収されたときの栄養塩類の低下などデータや、栄養塩類供給について、どこで、どのタイミングで、どのセクションが供給するかなどをまとめたガイドラインや指針のようなものはあるか。

(事務局)

現時点で、そういった指針のようなものはないが、昨年度、栄養塩類管理計画を策定している段階でも、赤潮が発生したときにどうするのか、栄養塩類供給を止める措置はできるのかという意見が、実際に環境省などから出てきている。そういったことが生じた際は、栄養塩類供給量の調整を求めるなど順応的に管理していく。

(池委員)

おそらく下水処理場がこの水域に出してる量が一番多いのではないかと思うので、夏季と冬季の窒素除去や、その運転方法の切り換えなどを実施していると思う。ヨーロッパなどでも、夏季は農業用水に使うときに窒素やりんを供給して、冬季は止めるというような逆のことも実施しているようである。

コメントであるが、下水処理場は公共施設であるためある程度制御できるので、そういった技術開発をしていくといいかと思った。

(川井部会長)

いずれにしても、現地調査やモニタリングが必要であり、何度もしてきた話なので、ぜひ充実をお願いしたい。

(突々委員)

夏季と冬季の問題については、概念的には夏季に赤潮というイメージがあると思うが、現在、夏季の環境調査結果で、下限値や環境基準値を上回っていることがあるのかと言うと、全然そうはなっていない。どちらかと言うと、大量に雨が降って、川から流れてくる栄養塩

類の量の方がずっと多い。

そういった大雨が降った後、良い天気になったときに、植物プランクトンによる赤潮が発生することはあったとしても、下水処理場から夏季に大量の窒素、りんが流れて、それ自体が赤潮の原因になっているとは、漁業者の方はあまり思っていない。

そこに関して、当初、県民の方に理解いただくためも含めて、季節別管理運転という言葉で進めていただいていたが、現在は特に加古川下流浄化センターでは、わざわざ夏季に止める必要がないのではないかとというようなことも意見としては出ている。

全体の窒素量が、夏季冬季も含めて、非常に減少している状況の中で、夏季の栄養塩類の量が供給できるときに供給するというのが、漁業者団体としては重要ではないかと考えている。

去年から、積極的に栄養塩類の管理運転が栄養塩類管理計画により行われたことで、具体的にその成果かどうかは分からないが、加古川周辺の西の方では、ワカメが若干増え、タコの稚魚がそこに隠れ、この夏季になってから徐々に沖合に出て行って漁獲対象になっている。タコはほとんどいないのではないかと聞いていたが、今年、二見周辺では、例年より捕れているという状況とまでいかないものの、全く捕れないところから脱出するように感じる。

また、漁業者にとっては嫌なクラゲも、約 10 年振りに発生している。漁業者にとっては良くないという意味で、「クラゲだらけになっている。」という言い方をしているが、約 10 年前と同様のクラゲが大量発生して困るという状況も、何かしら栄養塩類供給が海へ変化や影響をもたらしたのではないかとこの気もしている。状況報告である。

(川井部会長)

兵庫県の海は、場所によって非常に状況が違うということがあり、本日のパブリック・コメントでの内容に関する部分について、最湾奥部はやはり水質の問題もあり、逆に播磨灘は、綺麗になり過ぎているということもあり、そのバランスをいかに取るかというところがなかなか大きい課題ではないかと理解している。

(事務局)

今年度、資料 3（栄養塩類増加措置実施者の追加）でご説明したとおり、工場・事業場だけでなく、下水処理場の方にも運転方法についての意識などの調査をしている。調査結果等がまとまって、どのような方向に進んでいくかということについて、環境審議会でご審議いただくことになると思うので、よろしくお願ひしたい。